

I 国内農業等をめぐる情勢

1. 新型コロナウイルス対策の動き

◇ 緊急事態宣言

- 安倍晋三首相は5月25日、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言について、東京、神奈川、埼玉、千葉、北海道の5都道県でこれまで続いていた緊急事態宣言の解除を表明した。
この表明により、4月7日に7都道府県を対象に宣言を発令した後、全国に拡大した緊急事態宣言は、全都道府県で解除となった。

- 本県の大井川和彦知事は、政府の緊急事態宣言の解除を受け、幅広く要請している外出自粛や休業について、県独自に基づく対策を5月25日から「ステージ2」へと緩和している。今後、さらに2週間程度引き続き陽性者数等が抑制できれば、6月8日以降に「ステージ1」への対策緩和を予定している。

◇ 第2次補正予算

- 政府は5月27日、新型コロナウイルス感染拡大に伴う2次補正予算案を閣議決定した。店舗の賃料の支援や企業の財務基盤の強化策等を盛り込み、2次補正予算の歳出総額は31兆9,114億円で、1次補正予算(25兆6,914億円)を上回った。

1次補正と2次補正の事業規模の合計は233兆9000億円程度で、国内総生産(GDP)の約4割に相当し、世界最大の対策となっている。今後、今国会で審議され6月中旬までに成立する見通しである。

- 農林水産関係の総額は、農畜産業振興機構(ALIC)事業を含めて658億円。中小を含む農林漁業者を対象に新設する「経営継続補助金」に200億円、肉用牛繁殖農家への奨励金には108億円を計上した。

1次補正予算に盛り込まれた農林漁業者の資金繰り対策には349億円を積み増した。また、高収益作物次期作支援交付金は、花や果実等の交付単価を大幅に引き上げることとした。

令和2年度第2次補正予算（農林水産関係）の概要

総額：658億円

[うちALIC事業108億円]

1 農林漁業の継続経営のための措置（新規事項）

① 経営継続補助金 200億円

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策とともに農林漁業者の経営の継続に向けた取組を行う場合の経費を支援

(1) 省力化機械の導入等の生産・販売方式の転換に必要な経費（補助率3/4、上限100万円）

(2) (1)の取組に加え、業種別ガイドライン等に即した消毒、換気設備等の感染防止対策（定額、上限50万円）

② 肉用子牛生産の奨励金 108億円 (ALIC事業)

- ・肉用子牛価格が下落する中、繁殖農家の経営意欲を維持するよう、肉用子牛の全国平均価格が一定の水準を下回った場合、畜舎環境の改善、子牛の疾病の防止等に取り組む生産者に対し、子牛販売頭数に応じた奨励金を交付

子牛(黒毛和種)の月ごとの全国平均価格に応じて次の額を交付

(1) 60万円を下回った場合、1万円/頭

(2) 57万円を下回った場合、3万円/頭 等

2 農林漁業者等の資金繰り対策の強化（1次補正の積増し）

① 経営維持・再建のための資金繰り対策の強化 349億円

- ・農林漁業者等の資金繰りに支障が生じないように、農林漁業セーフティネット資金等の実質無利子化・無担保化での融資枠を拡大（追加融資枠3,725億円）
- ・農林漁業セーフティネット資金として、更に融資を受けやすくするための農林漁業者向けの劣後ローンを措置

3 1次補正等の運用改善

① 高収益作物次期作支援交付金

新型コロナウイルスにより特に影響を受けた花き・茶等の生産現場の実情に合わせて、

- ・高集約型経営である施設園芸の交付単価の引上げ

(5万円/10a → 花き等80万円、果樹25万円)

- ・花き・茶等の高品質なものを厳選して出荷する取組の支援を追加

(2.2千円/人・日)

② 酒造好適米の保管・供給支援

《2年度当初：米穀周年供給・需要拡大支援事業、水田活用の直接支払交付金》

国内外における日本酒需要の減退の状況を踏まえ、

- ・酒造好適米の**保管経費の支援**（1.3万トン分）
- ・輸出用日本酒向け酒造好適米を**新市場開拓用米**（2万円/10a）の対象に追加

③ 原木保管等事業

- ・国内の住宅着工の低迷等の状況を踏まえ、**輸出向け以外の原木**も支援対象に追加し、**保管料、運搬料**等を支援

④ 林業の雇用維持のための保育間伐

《2年度当初：林業・木材産業成長産業化促進対策》

- ・林業の雇用を維持し、防災の観点からも森林を適切に管理するため、**植林、地拵え、下刈り、保育間伐**等の定額支援を追加（最大1.5万円/人・日）

⑤ フードバンクへの未利用食品の提供《元年度予備費：未利用食品活用促進事業》

- ・休業等により発生する未利用食品の有効活用のため、フードバンクの**運搬用車両や倉庫の賃借料**を支援対象に追加

⑥ 特定水産物供給平準化事業

- ・保管期間の長期化を踏まえ、**保管料、運搬料**等の経費に対する補助率を上げ（1/2 → 2/3）

⑥ 休漁中の漁業者対策《基金：新資源管理導入円滑化等推進事業》

休漁を余儀なくされている漁業者が行う資源や漁場の保全活動の支援を追加

- ・漁船による漁場の**耕うん・清掃**（6万円程度/隻）
- ・藻場における**ウニ駆除等**（1万円程度/人・日）
- ・**資源調査**（6万円程度/隻）

（ 以上のほか、労働力確保、外食支援、積立ぶらす等、1次補正で措置された事業は、
執行状況に応じて予備費を手当 ）

2. 国会の動き

◇ 農林水産省関係法案について

- 今国会に上程された農林水産省関係 5 法案について、「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」、「家畜改良増殖法の一部を改正する法律案」、「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案」の 3 法が 4 月までに成立している。

- 「森林組合法の一部を改正する法律案」は参議院先議で可決し、5 月 28 日の衆議院本会議で可決・成立した。改正法は森林組合の経営基盤強化等を目的としており、組合員間での一部事業譲渡や事業ごとの連携、事業の吸収分割、新設分割等、柔軟な経営形態を選択できるようにした。また、正組合員資格の拡充や理事に販売等の実践的な能力者を設置すること等が盛り込まれた。国会審議では、新たな組合員間連携の周知などを政府に求める付帯決議が採択され、令和 3 年 4 月 1 日の施行を予定している。

- 優良新品種の海外流出防止に向けて登録品種の自家増殖に許諾制を導入すること等を柱とする「種苗法の一部を改正する法律案」については、政府・与党が 5 月 20 日に今国会での成立を見送る方針を固めた。6 月 17 日の会期末が迫る中、新型コロナウイルス感染拡大に伴う第 2 次補正予算案の審議やため池整備促進に関する議員立法の審議を優先することから、審議時間を確保することが困難と判断した。
こうしたなか、江藤拓農林水産大臣は 5 月 22 日の記者会見で、「法案を成立させたいという気持ちは、今でも変わらない」「決して自分としては、これで見送りが決定したというふうには受け止めてない」と発言している。

3. 政府・与党の動き

- 例年 6 月に閣議決定される骨太方針等については、新型コロナウイルスへの対応に専念し、各省庁の負担を軽減する観点から、7 月半ばに遅らせる方針が西村康稔経済再生担当大臣から示された。また、例

年8月末の概算要求・税制改正要望についても、9月末に延期する旨が麻生太郎財務大臣から示された。

◇ 規制改革推進会議

- 政府の規制改革推進会議農林水産WGは5月14日、農協改革を巡り全国4連（全中、全農、農林中金、全共連）とJA越前たけふ（福井県）を対象としたヒアリングが行われた。これまでの自己改革で農畜産物の取扱高増加等の成果を上げたことや、JAの経営基盤強化に向けた基本的対応方向等の説明があった。
- 出席委員からは、不断の自己改革の取り組みを評価する旨の意見が多数出されたほか、生産資材の価格引き下げや農業所得増大の実績を求める意見、准組合員の意思反映・運営参画を求める意見等があった。一方で信用事業の在り方を巡り、農林中央金庫の資金調達・資産運用についての指摘する委員もいた。
- 農林水産WGの佐久間総一郎座長は、ヒアリングの総括において、自己改革の取り組み評価とあわせて、基本的対応方向に基づく取り組みへの支持を表明した。一方で、農林中央金庫の資金調達・資産運用を指摘し、今後の課題として、農林中央金庫の資金の農村地域への還流を挙げた。
- 令和3年4月に向けた改正農協法の5年後の見直しについては、改革の状況を見据えた措置について議論を加速することとした。
- 規制改革推進会議による答申ならびに規制改革実施計画の閣議決定は、新型コロナウイルスの影響により、当初予定から1カ月後ろ倒しされ、7月予定となっている。

4. 畜産・酪農について

◇牛マルキンの算定方法の見直しについて

- 新たな牛マルキンの算定方法の見直しは、肉用牛肥育経営の標準的

販売価格（粗収益）が生産費を下回った場合、差額の9割を補填し、国と生産者積立金から3対1の割合で交付する。肉専用種の地域算定に使う枝肉販売価格は、これまでの都道府県単位から、より広範囲となる10の地方ブロック単位と変更となった。

- 農畜産業振興機構は5月14日、算定方法見直し後初の肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）の3月販売分の発動状況と単価を公表した。新型コロナウイルスの影響で、肉専用種は全都道府県で発動され、35都道府県で10万円を超え、最高で30万円弱という異例の水準となった。発動件数は法制化後最大となった。
- 農水省は、生産者の資金繰り支援として、生産者負担分の納付期限を4月末に迎える牛から免除し、交付も国費分だけとなる措置を導入した。3月までに生産者負担金を納付した牛については、生産者積立金が枯渇するまで満額を支給することとした。

◇新たな畜舎建築基準等について

- 農水省は5月11日、新しい畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会で中間とりまとめを行った。「新制度による基準」または「建築基準法による従来の基準」を畜産農家等が選択する仕組みであること、新制度において建築確認が不要となる面積を引き上げること等が盛り込まれた。今後、令和2年の規制改革実施計画に中間とりまとめ内容が盛り込まれ、令和3年の通常国会へ特別法（畜舎新法）の提出を目指し、法案作業が行われる見込みである。

◇豚熱（CSF）について

- 本県では5月18日、県内で飼育されているほぼ全ての豚（31万1,498頭、愛玩や研究施設含む）に対する豚熱（CSF）の予防ワクチンの接種を終えたことを発表した。2月17日に初回接種を始め、3月以降は新たに出生した豚に月6万5千頭のペースで2回目以降の定期接種をしている。本県では、これまで野生イノシシを含めて豚熱の感染は確認されていない。

II 国際通商交渉等をめぐる情勢

1. 日米間交渉について

- 日米貿易交渉は、4月末までに交渉範囲等を決める事前協議を終え、以後第2ラウンド交渉を開始するとされているが、これまでのところ、新型コロナウイルスの影響もあり、米国との調整は実質的には進んでいない模様である。
- 日米貿易交渉に関しては、コロナ禍であり、かつ、大統領選挙の年であることをふまえると、今年11月の大統領選挙までに、第2ラウンド交渉がまとまる可能性は低いとの見解もある。
- 米国は、日本以外に、中国、EU、英国等との交渉も抱えており、我が国との第2ラウンド交渉を行う準備状況等を、注視していく必要がある。

2. 日英FTAについて

- 英政府は5月13日、日本との自由貿易協定（FTA）交渉に関するプレスリリースを発出した。日本と欧州連合（EU）の経済連携協定（EPA）の内容を基盤に、日英貿易協定の発効を足掛かりとしてTPP協定の参加を目指すことを表明した。関心分野は、繊維・衣料品、金融サービス、デジタル貿易（農業分野は触れていない）の旨を示した。
- プレスリリースは、英国から一方的に出されたもので、日本と調整のうえ発表されたものではないとされており、日英貿易交渉の正式会合の開始時期や交渉分野は未定となっている。

3. 米国大統領選について

- 11月3日の米国大統領選挙まで残り5カ月余となり、再選を目指す共和党のトランプ大統領と民主党のバイデン前副大統領による対決の構図が固まっている。

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止策として各州が実施してきた外出制限等の規制措置について、5月19日には全50州が緩和に踏み切り再開に乗り出している。トランプ大統領は、今後の大統領選を見据え、再開の動きのさらなる加速に期待を示している。

4. 米中対立について

- トランプ米大統領は新型コロナウイルスの感染拡大で中国の責任を追及する構えを示しているとともに、現時点で習近平国家主席との対話は望んでいないとし、中国との断交の可能性も示唆する等、米中対立が激化している。
- トランプ米大統領は5月13日、米企業に安全保障上の脅威となる通信機器の使用を禁じる大統領令を来年5月まで継続する発表した。これは、スパイ活動への使用を警戒する中国通信機器大手の華為技術（ファーウェイ）の製品が念頭にある。
また、巨額資金を扱う米連邦職員年金は運用対象に中国株を入れないことを決めた。
- 一方、米連邦捜査局（FBI）は新型コロナウイルス感染症を巡り、中国がハッキング等を通じて米国のワクチン開発等のデータを盗み出そうしているとして、捜査を始めている。
- 5月28日の中国全人民代表大会では、国際社会が懸念する香港への国家安全法制度を導入する方針が採択された。香港で言論の自由が中国本土並みに制限され、高度な自治を認める「1国2制度」が形骸化するとして米国は反発を強めていた。
- トランプ米政権は対中制裁も辞さない構えであり、他分野にわたる二大国の対立は今後、香港問題で先鋭化しつつある。